

桜井市芝運動公園総合体育館照明設備整備 に係るリースの入札説明書

令和 8 年 1 月
桜井市教育委員会事務局
社会教育課

入札説明書

桜井市が調達する物件に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該説明書等に疑義がある場合は下記 13. その他(2)に掲げる者の説明を求めるすることができます。

1. 競争入札に対する内容

(1) 入札物件

桜井市芝運動公園総合体育館照明設備整備に係るリース

(2) 入札物件の数量・特質

別紙仕様書の通り

(3) 納入及び設置期間

令和 8 年 7 月 1 日から 21 日まで（設置日については、桜井市と調整すること。）

(4) リース契約について

①令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日までの 5 年リース契約とし、リース満了後に、桜井市へ無償譲渡とすること。

②リース期間中の支払額は、月額リース料の消費税率に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）を支払うものとします。

③固定資産税の償却資産に関しては、桜井市が納税義務者になります。

(5) 納入場所

桜井市芝運動公園総合体育館

桜井市大字三輪元馬場方 6 8 6 番地

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 桜井市契約規則（昭和 44 年 3 月桜井市規則第 3 号）第 2 条の 2 の規定に該当しないこと。

(3) 公告日から開札の日までの間において、桜井市から物品購入等の契約に関して参加停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第

- 2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6)平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (7)暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (8)桜井市暴力団排除条例（平成23年条例第21条）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (9)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体ではないこと。
- (10)令和7年度における本市の「物品・業務委託等入札参加資格者名簿」において、営業種目の「P賃貸業務 02 イベント関係及び08 その他」に登録された事業者であること。
- (11)次の①に掲げる書類を令和8年2月4日（水）午後5時必着の「13. その他(2)に示す提出場所に提出した者。

提出方法は下記URLに送付するものとする。

https://apply.e-tumo.jp/sakurai-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=40731

- ①参加表明書及び実施体制届の提出（様式ア及びエ）

(12)令和8年2月16日（月）必着までに適合規格承認申請書（様式ウ）を提出し、承認を得た者。

承認通知書は令和8年2月19日（木）に通知します。提出方法は上記方法と同様とします。

3. 入札方法

- (1)入札は、物件の調達価格を基に、5年間の総額リース料を算出してください。落札決定に当たっては、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額から消費税及び地方消費税を除いた額を入札書に記載してください。
- (2)入札者は、所定の入札書（様式イ）を作成し、封をした上、所定の場所に別添「入札書等の記入について」を参照の上、郵送してください。
- (3)入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、または、取り消すことはできません。

4. 入札書提出締切日及び開札の日時・場所

入札書提出締切日 令和8年2月26日（木）午後5時必着
開札日時 令和8年2月27日（金）午前10時00分
開札場所 〒633-8585
奈良県桜井市大字栗殿202

5. 入札の辞退について

今回の「桜井市芝運動公園総合体育館照明設備整備に係るリース」を、上記「2. 競争入札に参加する者に必要な資格(11)①参加表明書（様式ア）及び実施体制届（様式エ）」を提出後に辞退する場合は、下記の要領で必ず入札辞退届（様式オ）を提出してください。

- ・提出期日 令和8年2月26日（木）午後5時
- ・提出場所 13. その他(2)の記載に同じ。

6. 入札の無効

次に掲げる（1）～（9）までのいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1)この公告及び入札説明書に示した競争入札参加資格のない者の入札。
- (2)入札書の提出期限までに到達しなかった者の入札。
- (3)入札書記載の金額を加除訂正した入札。
- (4)伝送をもって送付してきた入札。
- (5)入札書に記名押印を欠く入札。
- (6)入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札。
- (7)同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札。
- (8)入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札。
- (9)その他、入札に関する条件に違反した入札。

7. 開札の立ち会いについて

- (1)立ち会いを希望される場合は、「開札立会申請書【様式カ】」に必要事項を記載のうえ、ご提出ください。
- (2)開札の立ち会いは1業者につき1名まで可能です。立会人は合計2業者までとし、希望者が3業者以上の場合は、開札立会申請書の先着順とします。
- (3)立会人には、開札確認書に署名捺印していただきますので、開札日当日に印章をご持参ください（代理人が立ち合いを希望する場合は、「立会委任状【様式キ】」と受任者の印章をご持参ください）。立ち会い希望者がいない場合は、当入札の事務に関係のない職員が立ち会います。

8. 落札者の決定方法等

- (1)予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2)落札者となるべき同金額の入札者が2以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札者を決定します。当該業者が立ち会っている場合はその者が、立ち会っていない場合は、当入札事務に関係のない職員がくじを引きます。

9. 契約の締結及び契約書作成について

- (1)契約書については、落札事業者が作成及び費用負担を担うものとします。
- (2)落札事業者は、桜井市契約規則第23条の規定に基づき遅延なく契約を締結するも

のとします。

(3) 支払い方法は、毎月払いとし、当月分を翌月請求の翌月末払いとします。

10. 契約手続きの停止等

本調達物品の契約に関し、別紙仕様書のとおり実施されない、またはその見込みがないと認められるときは、契約を停止または解除する場合があります。

11. 補足

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、桜井市契約規則（昭和 44 年 3 月 20 日規則第 3 号）第 27 条に規定する契約保証金免除項目に該当する場合は免除される場合があります。

12. 注意事項

(1) 本入札で使用する印鑑は、使用印鑑届（物品購入・業務委託等）により桜井市に登録されている印鑑（以下「届出印」という。）を押印してください。

(2) このリース契約の発注課及び請求書提出先は次のとおりです。

13. その他(2)の記載と同じ。

(3) 事業者（入札参加事業者並びに納入、作業、保守に関わる全ての事業者）は、当該入札によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。

(4) 契約事業者（落札者並びに当該事業者が指定する納入、作業、保守に関わる事業者）は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。

(5) 納入、設置等については、発注課の指示に従って、桜井市担当者と十分打ち合わせし、納入場所等の指示に従ってください。

(6) 調達物品納入後の検査・収納については、必ず、必要要員を確保し、検査等の立ち会い、操作方法等の説明を要します。

13. その他

(1) 入札説明書及び仕様書、入札手続きに関する質問等については、別添「質問票」に質問内容を記載し、下記に示す URL から行ってください。質問受付期間は、令和 8 年 2 月 9 日（月）午後 5 時までとします。回答については、令和 8 年 2 月 12 日（木）までに参加表明時に提出されたメールアドレス宛に送付します。なお、回答内容は、入札説明書及び仕様書等に追加または修正を行ったものとみなします。

https://apply.e-tumo.jp/sakurai-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=40729

また施設見学を希望する者は「13. その他(2)」まで電話にて申し出ること。「2. (11) ①」を提出した者に限る。見学できる期間は下記とし、各希望者 1 時間程度 1 回限り、3 名までとする。但し、施設管理者の都合もしくは利用状況によっては、希望日時にできない場合がある。

期間：公告日から令和 8 年 2 月 9 日（月）午後 5 時まで

(2) 照会先（発注課） 桜井市教育委員会事務局 社会教育課（桜井市役所本庁舎 2 階）
電話 0744-42-9111（内線 8211）